（別紙）　目　録
⑴土地　京都市上京区室町通寺之内上る三丁目上柳原町110番
宅地　157.71平方メートル
⑵登記年月日番号　京都地方法務局明治36年６月24日受付第5057号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治36年６月15日契約
借賃　１月５円
支払期　全期間支払済
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　京都市下京区五条通烏丸東入松屋町　川村為三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町27番３号
債務者　有限会社プレジール
代表者代表取締役　千竃　公也
１　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
４　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後３時45分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町3634番地５
債務者　株式会社キコー
代表者代表取締役　鶴田　孝治
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
４　破産債権の届出期間　平成24年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
千葉市稲毛区天台３丁目６番16号
債務者　有限会社京葉システム
代表者代表取締役　難波　聰明
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早川　哲弘
４　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８９号
千葉県八千代市大和田96番地５
債務者　株式会社仲田商会
代表者代表取締役　仲田　公明
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
４　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１２号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
債務者　株式会社ケイ・エル・エス
代表者代表取締役　鈴木　　渡
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１３号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
債務者　株式会社マイスター
代表者代表取締役　鈴木　　渡
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１４号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
債務者　株式会社ケイエルエスキャリアサポート
代表者代表取締役　鈴木　　渡
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１０号
千葉県船橋市本町１丁目29番１号本町ヴィレッヂ201号
債務者　株式会社Ｈａｒｖｅｓｔ
代表者代表取締役　脇山大二郎
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
川崎市川崎区南渡田町１番１号
債務者　株式会社イスマンジェイ
代表者代表取締役　渡邊　敏幸
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　和明
４　破産債権の届出期間　平成24年７月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０９８号
神奈川県茅ヶ崎市香川７丁目７番47号
債務者　株式会社光陽都市計画
代表者代表取締役　石澤　岳雄
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　和代
４　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
山梨県甲斐市吉沢161番地の１
債務者　甲信鋼業株式会社
代表者代表取締役　山本　幸作
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
４　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地58番１
債務者　有限会社岸工業
代表者代表取締役　岸　　孝一
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
４　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後２時
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
熊本市中央区本荘町721番地11
債務者　和泉商事株式会社
代表者代表取締役　和泉　哲哉
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人大知
４　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係